



21水管第975号
平成21年8月10日

社団法人大日本水産会会長 殿

水産庁長官



認定改革計画に基づく改革型漁船の収益性の実証のための試験操業
取扱方針の一部改正について

このことについて、別添のとおり取扱方針の一部を改正し、関係都道府県知事及び関係漁業調整事務所あて通知したので、御了知の上、関係団体等に周知されたい。

「認定改革計画に基づく収益性の実証のための試験操業取扱方針」一部改正新旧対照表（案）

下線部が改正部分

改 正 後 (新)	現 行 (旧)
<p>認定改革計画に基づく収益性の実証のための試験操業取扱方針</p> <p>第2 試験操業の許可 (1) (略)</p> <p>① 実証を行おうとする間、実証を行おうとする指定漁業等の種類と同一の漁業種類の許可に基づき当該漁業を営まないこと又は実証を行おうとする指定漁業等の種類と同一の漁業種類に係る起業の認可に基づき当該漁業の許可を申請しないことを見合として、当該許可又は起業の認可と同様の操業条件の下で実証を行うと認められること（「同様の操業条件」であることを確認する趣旨で、当該許可に係る許可証に以下「第6 制限又は条件」の項を設けることとする。）。ただし、<u>実証を行おうとする取組が外国との合弁事業に関する場合には、地域漁業管理機関の資源管理措置の下で実証を行うと認められること。</u></p> <p>② 実証を行おうとする漁船の漁獲努力量が上記①の許可又は起業の認可に係る漁獲努力量を上まわらないと認められること。ただし、<u>実証を行おうとする取組が外国との合弁事業に関する場合には、地域漁業管理機関の資源管理措置を損なわせるものでない</u>と認められること。</p> <p>③ 漁船の収益性回復の実証のための操業を行う場合において、以下を満たすこと。 (i) ~ (ii) (略) (iii) 将来的に収益性の改善を通じ漁船の更新を行うのに資すると認められるもの 具体的には、船団構成の縮減等によりコスト削減等の経営改革がなされ、収益性の向上が認められるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 原則として第2の(1)の①の許可又は起業の認可に係る操業区域と同一とする。</p>	<p>認定改革計画に基づく収益性の実証のための試験操業取扱方針</p> <p>第2 試験操業の許可 (1) (略)</p> <p>① 実証を行おうとする間、実証を行おうとする指定漁業等の種類と同一の漁業種類の許可に基づき当該漁業を営まないこと又は実証を行おうとする指定漁業等の種類と同一の漁業種類に係る起業の認可に基づき当該漁業の許可を申請しないことを見合として、当該許可又は起業の認可と同様の操業条件の下で実証を行うと認められること（「同様の操業条件」であることを確認する趣旨で、当該許可に係る許可証に以下「第6 制限又は条件」の項を設けることとする。）。</p> <p>② 実証を行おうとする改革型漁船の漁獲努力量が上記①の許可又は起業の認可に係る漁獲努力量を上まわらないと認められること。</p> <p>③ 漁船の収益性回復の実証のための操業を行う場合において、以下を満たすこと。 (i) ~ (ii) (略) (iii) 将来的に収益性の改善を通じ漁船の更新を行うのに資すると認められるもの 具体的には、まき網漁業については、船団構成の縮減等によりコスト削減等の経営改革がなされ、収益性の向上が認められるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 原則として第2①の許可又は起業の認可に係る操業区域と同一とする。</p>

第5 (略)

第6 制限又は条件
試験操業の許可には、制限又は条件として、基本的に、第2の(1)の①の許可又は起業の認可の制限又は条件、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農水省令第54号)のうち対象となる漁業に適用される規定のほか、以下の事項を明記する。
(1)～(4) (略)

第7 許可申請

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 試験操業を行う間、第2の(1)の①の起業の認可又は許可を明らかにする書面及び当該許可又は起業の認可を受けている者からの同意書。ただし、実証を行おうとする取組が外国との合併事業に関する場合には、地域漁業管理機関の加盟国の許可を明らかにする書面及び許可を受けている者からの同意書

第8 その他

(1) (略)

(2) 第2の(1)の①の起業の認可については、本試験操業の有効期間中、その延長を認めるものとする。

第5 (略)

第6 制限又は条件

試験操業の許可には、制限又は条件として、基本的に、第2①の許可又は起業の認可の制限又は条件、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農水省令第54号)のうち対象となる漁業に適用される規定のほか、以下の事項を明記する。
(1)～(4) (略)

第7 許可申請

(略)

(1)～(4) (略)

(5) 試験操業を行う間、第2①の起業の認可又は許可を明らかにする書面及び当該許可又は起業の認可を受けている者からの同意書

第8 その他

(1) (略)

(2) 第2①の起業の認可については、本試験操業の有効期間中、その延長を認めるものとする。

認定改革計画に基づく収益性の実証のための 試験操業取扱方針

19水管第2893号
平成20年3月24日
水産庁長官通知
一部改正
21水管第314号
平成21年6月23日
一部改正
21水管第975号
平成21年8月10日

第1 趣旨

我が国の漁船漁業は、漁業生産量の約7割を供給する一方、資源の悪化、魚価の低迷に加え燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず船齢構成の高齢化が加速するなど生産構造が脆弱化し、このままでは水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画に掲げる国民への水産物の安定供給の確保に支障をきたすおそれがある。

こうした状況を受け、水産基本計画の見直しにおいては、将来にわたって水産物の安定供給を担う経営体に対して、省エネ・省人型の代船取得や収益性重視の経営への転換等を促す施策を集中し、国際競争力ある経営体を早急に育成・確保し、それらによって漁業生産の太宗が担われる構造を実現する必要があるとの方向性が示されているところである。

このため、将来にわたる水産物の安定供給の確保の観点から国として漁船漁業の構造改革を早急に実現するため、平成19年度から官民連携による漁船漁業改革推進集中プロジェクトを実施し、収益性の向上のための総合対策を重点的に講じることにより、国際競争力ある経営体の効率的かつ効果的な育成を図ることとしている。

本取扱方針は、漁船漁業改革集中プロジェクトにおける認定改革計画（漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成19年3月29日付け18水管第4158号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（2）のウの認定改革計画又は水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイの（ウ）の認定改革計画をいう。以下同じ。）に基づく収益性の実証のための試験操業の取扱いについて定めるものである。

第2 試験操業の許可

- （1）認定改革計画）に基づく改革型漁船の収益性改善の実証のための操業又は認定改革計画に基づく漁船の収益性回復の実証のための操業であって、もうかる漁業創設支援事業（漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱第3の2の（1）のもうかる漁業創設支援事業又は水産業体質強化総合対策事業実施要綱第3の1の（2）

のアのもうかる漁業創設支援事業をいう。)による助成を受けて行うもの又はこれに準ずるものについては、次の各号の全てを満たす場合において、当該実証を行う者の申請に基づき試験操業の許可をするものとする。

- ① 実証を行おうとする間、実証を行おうとする指定漁業等の種類と同一の漁業種類の許可について、当該許可に基づき当該漁業を営まないこと又は実証を行おうとする指定漁業等の種類と同一の漁業種類に係る起業の認可に基づき当該漁業の許可を申請しないことを見合いとして、当該許可又は起業の認可と同様の操業条件の下で実証を行うと認められること（「同様の操業条件」であることを確認するとの趣旨で、当該許可に係る許可証に以下「第6 制限又は条件」の項を設けることとする。）。ただし、実証を行おうとする取組が外国との合弁事業に関する場合には、地域漁業管理機関の資源管理措置に従い、上記に準ずる措置の下で実証を行うと認められること。
- ② 実証を行おうとする漁船の漁獲努力量が上記①の許可又は起業の認可に係る漁獲努力量を上まわらないと認められること。ただし、実証を行おうとする取組が外国との合弁事業に関する場合には、地域漁業管理機関の資源管理措置を損なわせるものでないと認められること。
- ③ 漁船の収益性回復の実証のための操業を行う場合において、以下を満たすこと。
 - (i) 経営の改革により収益性の回復がなされるものであること。
 - (ii) 経営体としての改革がなされず、単に当該企業が本来負うべき経営リスクを軽減させるだけのものでないこと。
 - (iii) 将来的に収益性の改善を通じ漁船の更新を行うのに資すると認められるものであること。

具体的には、船団構成の縮減等によりコスト削減等の経営改革がなされ、収益性の向上が認められるものであること。

- (2) 前項のこれに準ずるものとは、漁業協同組合等が漁船を用船して行う認定改革計画に基づく改革型漁船の収益性改善の実証のための操業又は認定改革計画に基づく漁船の収益性回復の実証のための操業であって、事業年度の終了後に、当該操業に係る報告書（もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の6の(2)に定める実施状況報告書及び実証事業報告書と同様のものとする。）を水産庁長官あてに提出するものをいう。

第3 対象漁業種類

認定された改革計画の対象となっている漁業とする。

第4 操業区域

原則として第2の(1)の①の許可又は起業の認可に係る操業区域と同一とする。

第5 許可期間

原則として1年とする。

第6 制限又は条件

試験操業の許可には、制限又は条件として、基本的に、第2の(1)の①の許可又は起業の認可の制限又は条件、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和

38年農林省令第5号)又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農水省令第54号)のうち対象となる漁業に適用される規定のほか、以下の事項を明記する。

- (1) 漁業調整その他公益上の必要性から、操業区域等に関し、水産庁長官が必要な事項を指示したときは、これに従わなければならない。
- (2) 試験操業許可指令書は、試験操業期間中船内に保持しなければならない。
- (3) 試験操業中は、別記様式第1号の旗流を掲揚しなければならない。
- (4) 試験操業の結果については、漁獲成績報告書(様式は各漁業の例による)により農林水産大臣に報告しなければならない。

第7 許可申請

本試験操業許可を受けようとする者は、別記様式第2号の試験操業に関する許可申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 漁船法による漁船の登録謄本
- (2) 船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し(複写機による鮮明な写しについては、海運局の証明は要しない。)
- (3) 申請にかかる船舶を使用する権利を有することを証する書面
- (4) 改革計画の認定書の写し
- (5) 試験操業を行う間、第2の(1)の①の起業の認可又は許可を明らかにする書面及び当該許可又は起業の認可を受けている者からの同意書。ただし、実証を行うおとする取組が外国との合弁事業に関する場合には、地域漁業管理機関の加盟国の許可を明らかにする書面及び許可を受けている者からの同意書。

第8 その他

- (1) 試験操業許可内容若しくは当該許可に係る制限又は条件又は漁業関係法令に違反した場合には、試験操業の停止又は試験操業の許可の取消しを行うことがある。
- (2) 第2の(1)の①の起業の認可については、本試験操業の有効期間中、その延長を認めるものとする。